

議案第15号

富津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
富津市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月22日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

2019年10月の消費税率の引上げに伴う低所得者の保険料率の軽減強化に関する規定等を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市介護保険条例の一部を改正する条例

富津市介護保険条例（平成12年富津市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改め、同条第2項中「平成30年度」を「平成31年度」に、「30,780円」を「25,650円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「25,650円」とあるのは、「42,750円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「25,650円」とあるのは、「49,590円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第3条第1項第6号アの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第3条第2項から第4項までの規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。